

高知県西部地域雇用開発計画

高知県商工労働部雇用労働政策課
令和6年10月

はじめに

本県では、雇用対策の柱として「魅力ある仕事を創出」「新しい人の流れを創出」の2本の柱を掲げ、「将来を担う若者が、地域地域で魅力ある仕事に就き、いきいきと住み続けられる元気な高知県」の実現を目指し、経済の活性化をはじめとする基本施策と横断的施策による様々な取組を通じて雇用対策を推進している。

こうした中、令和6年5月における県内の有効求人倍率は1.04倍[※]と42か月連続で1倍を超える水準で推移する一方、当地域（四万十公共職業安定所管内）の有効求人倍率は0.73倍[※]と、県全体と比較しても大きな差がある。当地域では、依然として、居住する地域において就職することが著しく困難な状況があるなど、雇用機会の不足が解消されておらず、雇用開発の促進策を継続して講じていく必要がある。

このため、地域雇用開発促進法に基づき、「高知県西部地域雇用開発計画」を策定し、地域雇用開発を図るための施策を関係機関と連携しながら推進していくこととする。

※県内の有効求人倍率は季調値を、当地域（四万十公共職業安定所管内）の有効求人倍率は原数値を使用

第1 雇用開発促進地域の区域

当地域は、四万十公共職業安定所管内の6市町村（3市、2町、1村）で構成されている。

管轄公共職業安定所	構成市町村
四万十公共職業安定所	宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、黒潮町、三原村

当地域は本県の西南部に位置し、温暖な気候や黒潮の恵みなど自然環境を生かしながら、地域の基盤産業である第一次産業を中心とした産業づくりが展開されてきた。

当地域の面積^{※1}は、1,560.44k m²で県全体の22.0%、人口^{※2}は80,248人で県全体の11.6%を占めているが、人口は前回調査（H27）と比較して7.6%減少している。

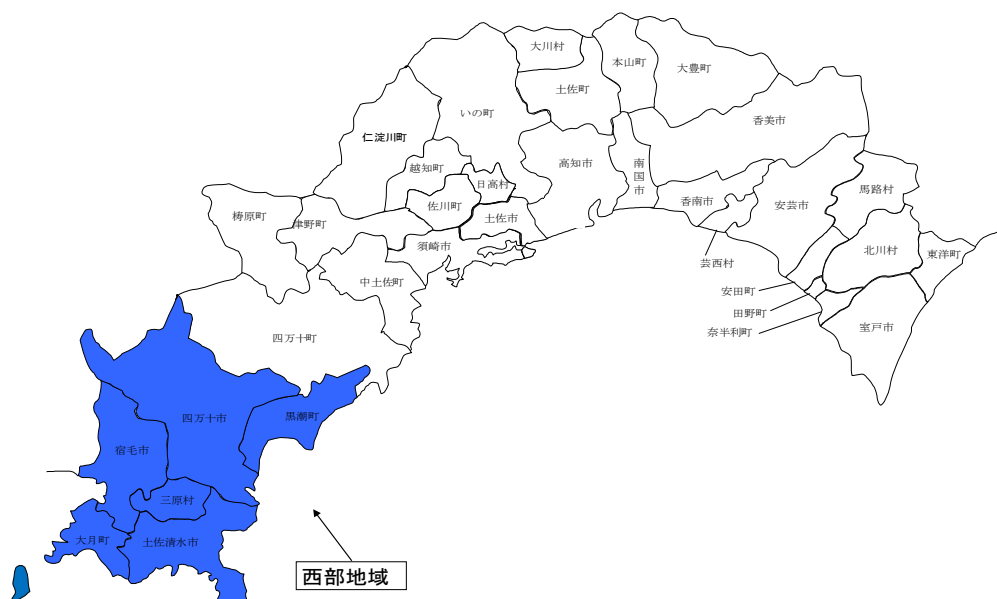
当地域の構成市町村で設立している「幡多広域市町村圏事務組合」では、幡多広域ふるさと市町村圏基金を活用した広域的なソフト事業の促進や廃棄物処理施設の管理運営等を行うとともに、高知県西南地方拠点都市地域基本計画の推進に取り組んできた。また、当地域を圏域とする「幡多地域定住自立圏共生ビジョン」では、暮らしに必要な諸機能を圏域総体として確保するとともに、圏域全体の一体的発展を目指した取り組みを進めている。

さらに、令和2年の一般国道56号中村宿毛道路の全線開通（四国横断自動車道平田IC・宿毛和田IC間の開通）により、四万十市～宿毛市間の円滑な交通が確保され、地域内の産業拠点や観光地へのアクセス向上による地域経済の活性化も期待される。

このように、当地域は自然的・経済的・社会的にも密接不可分な地域となっている。

※注1：令和6年全国都道府県市区町村別面積調（1月1日時点）

※注2：総務省「令和2年国勢調査」



第2 雇用開発促進地域における労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項

1 人口、労働力人口、完全失業率の動向

当地域の人口は、平成27年から令和2年までの5年間に6,636人(△7.6%)減少しており、県全体の増減率△5.0%と比較しても減少幅が大きい。また、県全体で増加傾向にある65歳以上の高齢者人口については、221人(0.7%)増加、高齢化率は41.8%となった。(表1)

一方で、労働力人口は、平成27年から4,577人(うち、完全失業者数は577人)減少している。

また、完全失業率は平成27年の5.6%から令和2年には4.7%と0.9ポイント減少しているものの、県全体の4.1%を上回っている。(表2)

表1 人口

(単位:人、%)

	総人口 ※1				高齢者人口				高齢化率 ※2	
	H27	R2	増減 (R2-H27)	増減率	H27	R2	増減 (R2-H27)	増減率	H27	R2
西部	86,884	80,248	△ 6,636	△ 7.6	32,889	33,110	221	0.7	37.9	41.8
県全体	728,276	691,527	△ 36,749	△ 5.0	237,012	241,787	4,775	2.0	32.8	35.6

資料:総務省「国勢調査」

※注1:総人口には、年齢「不詳」の者を含む。

※注2:高齢化率は、年齢「不詳」の者を除いて算出している。

表2 労働力人口、完全失業率

(単位:人、%、ポイント)

	労働力人口						完全失業率 ※		
	H27	R2	増減 (R2-H27)	うち、完全失業者数			H27	R2	増減 (R2-H27)
西部	41,573	36,996	△ 4,577	H27	R2	増減 (R2-H27)	5.6	4.7	△ 0.9
県全体	340,040	321,639	△ 18,401	16,632	13,074	△ 3,558	4.9	4.1	△ 0.8

資料:総務省「国勢調査」

※完全失業率は、国勢調査結果を基に算出

2 経済活動別市町村内総生産

当地域における令和2年度の経済活動別市町村内総生産額は263,334百万円であり、県全体に占める割合は11.2%となった。

産業別でみると、農林水産業や建設業などの割合が県全体と比較して高くなっている。
(表3)

表3 経済活動別市町村内総生産

(単位:百万円、%)

	総生産額				対県全体比
	県全体		西部		西部
		構成比		構成比	
第一次産業	76,168	3.2%	13,194	5.0%	17.3%
農業	54,521	2.3%	6,455	2.5%	11.8%
林業	8,748	0.4%	1,950	0.7%	22.3%
水産業	12,899	0.5%	4,789	1.8%	37.1%
第二次産業	419,064	17.8%	45,599	17.3%	10.9%
鉱業	8,418	0.4%	13	0.0%	0.2%
製造業	199,413	8.5%	13,049	5.0%	6.5%
建設業	211,233	9.0%	32,537	12.4%	15.4%
第三次産業	1,844,855	78.4%	202,952	77.1%	11.0%
電気・ガス・水道・廃棄物処理業	70,457	3.0%	8,938	3.4%	12.7%
卸売・小売業	268,286	11.4%	26,246	10.0%	9.8%
運輸・郵便業	109,991	4.7%	18,692	7.1%	17.0%
宿泊・飲食サービス業	50,077	2.1%	9,134	3.5%	18.2%
情報通信業	73,038	3.1%	1,748	0.7%	2.4%
金融・保険業	89,351	3.8%	9,380	3.6%	10.5%
不動産業	253,159	10.8%	27,133	10.3%	10.7%
専門・科学技術・業務支援サービス業	153,576	6.5%	12,732	4.8%	8.3%
公務	194,270	8.3%	21,191	8.0%	10.9%
教育	125,891	5.3%	14,776	5.6%	11.7%
保健衛生・社会事業	350,142	14.9%	39,739	15.1%	11.3%
その他のサービス	106,617	4.5%	13,243	5.0%	12.4%
その他 ※注1	14,189	0.6%	1,589	0.6%	11.2%
総計 ※注2	2,354,276	100.0%	263,334	100.0%	11.2%

資料:高知県「令和2年度 市町村経済統計」

※注1:輸入品に課される税・関税及び(控除)総資本形成に係る消費税

※注2:各産業における「構成比」は、小数第2位を四捨五入しているため、その合計が100%にならない場合がある。

3 産業別就業者数

当地域における令和2年の産業別就業者数は35,261人で、対県全体比の11.4%となっている。

産業別の構成比は、第一次産業14.4%（県全体構成比10.5%）、第二次産業17.0%（同17.0%）、第三次産業68.6%（同72.5%）となっており、大分類別にみると、医療、福祉18.2%（同17.9%）、卸売業、小売業13.9%（同15.1%）、建設業9.0%（同8.1%）、農業8.8%（同8.4%）の順となっている。（表4）

表4 産業別就業者数

（単位：人、％）

	就業者数				対県全体比
	県全体		西部		西部
		構成比		構成比	
総 数	308,565	100.0	35,261	100.0	11.4
第一次産業	31,512	10.5	4,968	14.4	15.8
農業	26,004	8.4	3,108	8.8	12.0
林業	2,391	0.8	408	1.2	17.1
漁業	3,117	1.0	1,452	4.1	46.6
第二次産業	50,806	17.0	5,841	17.0	11.5
鉱業、採石業、砂利採取業	343	0.1	17	0.0	5.0
建設業	25,056	8.1	3,178	9.0	12.7
製造業	25,407	8.2	2,646	7.5	10.4
第三次産業	216,760	72.5	23,637	68.6	10.9
電気・ガス・熱供給・水道業	1,407	0.5	150	0.4	10.7
情報通信業	3,581	1.2	141	0.4	3.9
運輸業、郵便業	10,989	3.6	1,103	3.1	10.0
卸売業、小売業	46,680	15.1	4,900	13.9	10.5
金融業、保険業	6,406	2.1	602	1.7	9.4
不動産業、物品賃貸業	3,979	1.3	240	0.7	6.0
学術研究、専門・技術サービス業	7,787	2.5	676	1.9	8.7
宿泊業、飲食サービス業	17,244	5.6	2,205	6.3	12.8
生活関連サービス業、娯楽業	10,088	3.3	1,138	3.2	11.3
教育、学習支援業	16,664	5.4	1,743	4.9	10.5
医療、福祉	55,153	17.9	6,414	18.2	11.6
複合サービス事業	4,853	1.6	733	2.1	15.1
サービス業（他に分類されないもの）	16,121	5.2	1,791	5.1	11.1
公務（他に分類されるものを除く）	15,808	5.1	1,801	5.1	11.4
分類不能の産業	9,487	3.1	815	2.3	8.6

資料：総務省「令和2年 国勢調査」

※「第一次産業」「第二次産業」「第三次産業」それぞれの「構成比」は、「分類不能の産業」を除いて算出。
 ※各産業における「構成比」は、小数第2位を四捨五入しているため、その合計が100%にならない場合がある。

4 求人数、求職者数及び求人倍率の動向

当地域における令和5年度の一般有効求人数は13,836人、一般有効求職者数は16,159人となり、一般有効求人倍率は0.86倍であった。

労働力人口に占める、直近3年間の一般有効求職者割合の月平均値は3.6%であり、全国平均の3.2%を上回った。また、令和5年度における一般有効求人倍率の月平均値が、同期間における全国の一般有効求人倍率の3分の2以下であった。(表5)

このことから、当該地域の雇用情勢は、雇用開発促進地域の要件に該当するといえる。

表5 地域要件

(単位: %、倍)

	求職者割合 (一般有効求職者数)		一般有効求人倍率		常用有効求人倍率	
	西部地域	全国	西部地域	全国	西部地域	全国
令和3年度	3.5	3.3	1.08	1.16	0.99	1.09
令和4年度	3.6	3.2	1.00	1.31	0.99	1.23
令和5年度	3.6	3.2	0.86	1.29	0.91	1.23
3年度平均	3.6	3.2	0.98	1.25	0.96	1.18

資料: 高知労働局

※地域要件(下記①及び②又は①及び③を満たすこと)

- ① 令和2年国勢調査の労働力人口に対する令和3～5年度における
その地域に係る公共職業安定所の一般有効求職者数割合の月平均が、3.2%以上
- ② 令和3～5年度 又は 令和5年度におけるその地域の一般有効求人倍率の月平均値が
令和3～5年度 … 0.83倍以下 、 令和5年度 … 0.86倍以下
- ③ 令和3～5年度 又は 令和5年度におけるその地域の常用有効求人倍率の月平均値が
令和3～5年度 … 0.79倍以下 、 令和5年度 … 0.82倍以下

第3 雇用開発促進地域の地域雇用開発の目標に関する事項

1 地域雇用開発の目標

当地域の厳しい雇用情勢に対処するため、高知労働局、各公共職業安定所、市町村、その他の関係団体と連携しながら、当地域の特性に応じた様々な雇用創出に係る方策を講じ、国の地域雇用開発助成金制度の活用や県の産業振興計画の実施などを通じて、計画期間内に地域で概ね 300 人の新たな雇用の創出を図る。

2 計画期間

本計画の計画期間は、厚生労働大臣の同意のあった日から令和 9 年 9 月末日までとする。

第4 雇用開発促進地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項

1 新たな雇用機会の開発の促進等に関する事項

当地域の雇用開発を進めるため次の取り組みを行う。

(1) 産業基盤の整備

四国横断自動車道や国道 441 号等の道路整備に積極的に取り組み、地域間の連携を強化するとともに県中央部の物流施設等とのアクセス性の向上を図る。

また、引き続き光ファイバなどの高速ブロードバンドサービスの整備促進及び光ファイバの安定的な維持を図っていく。

(2) 企業誘致の促進

宿毛市にある「高知西南中核工業団地」には、高い技術力や独自のノウハウを有する企業が多く立地していることから、既存立地企業へのアフターフォローを充実し、設備の増設を促進することで、さらなる拠点工場化を図る。また、県西部地域の若年者、特に女性の雇用の受け皿となる事務系職場の誘致を推進する。さらには、大型船舶の係留施設を有する宿毛湾の後背地にある「宿毛港湾工業流通団地」への企業誘致を行う。

企業誘致にあたっては、地域雇用開発助成金を積極的に活用するほか、経済産業省関連施策との連携を図り、効果的に推進していく。

(3) 既存の企業に対する支援

(公財) 高知県産業振興センターや公設試研究機関等で構成する「製品開発支援チーム」による伴走支援により、高付加価値で売れる製品開発を支援するとともに、産業振興センターと連携した販路拡大の取り組みにより、外商の加速化と海外展開の促進につなげる。

(4) 地域資源を活かした雇用開発への取組

高知県産業振興計画では、「地域アクションプラン」として、地域住民や事業者の方々のアイデアや取組を行動計画にまとめ、目指すべき姿の実現に向けて、官民協働で取り組んでいる。

当地域では、地域アクションプランをはじめとして、農林水産業、商工業、観光分野で主に以下の取組を行い、地域の雇用創出を図ることとしている。

(農業分野)

高齢化や担い手の減少、耕作放棄地の増加、異常気象の影響など、農業を取り巻く環境は一層厳しさを増していることから、IoT クラウド等の活用によるデータ駆動型農業の推進や、集落営農の法人化・広域化、農福連携の取り組みなど、新たな技術の導入や中山間地域の農業を支える仕組みづくりなどに取り組んでいる。

今後は、ユズ、直七、ぶしゅかんや文旦・小夏などの柑橘類やイチゴ、栗といった地域特性を生かした品目の産地づくりから販路拡大、加工品開発の取り組みを強化し、農業者の所得向上や担い手の確保に繋げていく。

また、畜産関係では、四万十市西土佐地域で取り組んでいる「四万十牛」の生産・販売の拡大、その他にも四万十市を中心とした食肉センターと豚の生産を通して、地域産業の活性化に繋げていく。

(林業分野)

原木生産量が拡大し森林資源の活用が進んでいるものの、持続可能な林業振興には森林資源の循環利用が重要であることから、森林の伐採後の再造林の促進や担い手の育成・確保などに取り組んでいる。

(水産分野)

漁業者の減少や高齢化のほか、環境変化に伴う漁獲量の変動や燃料・資材の高騰など、水産業を取り巻く環境は厳しいものとなっているため、担い手の育成・確保やフィレ加工等による高付加価値商品の販売を推進するとともに、デジタル技術を活用した漁業のスマート化など操業の効率化にも取り組んでいる。

今後は、メジカやキビナゴ、タイ、ブリなどの地域資源を生かした加工品開発と商談会等への出展等による認知度向上・ブランド化の取り組みを進めることで、販路拡大を図るとともに、こうした取り組みを通して、漁業者が安定した収入を確保できる仕組みを確立し、地域産業の活性化と担い手の育成・確保に繋げていく。

(商工業分野)

郊外への大規模小売店の進出を中心とした新たな商業集積などの影響を受け、商店街や市街地の小売業を取り巻く環境は厳しさを増している。また、建設業の総生産額は増加傾向にあるものの、製造業の産業別構成比は、県全体と比較しても低い状況にある。

このため、地域の産業間の連携を強化し、地域資源を活用した競争力のある商品づくりを進めるとともに、誘客促進と販路拡大に向け観光分野の取り組みとも連携しながら、中心商店街や中心市街地、道の駅などの拠点施設の魅力づくりに取り組んでいる。

今後は、地域資源を活用した商品開発・加工品づくりを進め、生産管理の高度化、効率化による生産拡大、販売拡大などに取り組む。

また、幡多地域は首都圏など大消費地から遠く、経営基盤や社内態勢が脆弱な零細事業者にとってニーズ把握や営業活動の面でハンディがあるが、アドバイザー制度等を活用し商品力の強化を図るとともに、商談会への出展、県内外の事業者と連携した販路拡大の取り組み、さらにはオンライン環境やメディアを通じた情報発信、関西圏で新たにオープンするアンテナショップの活用など、あらゆるチャネルを利用し外商活動を展開していく。

さらに、道の駅や地域の拠点施設等における集客機能についても強化し、定期的なイベント開催などによる賑わいづくりと交流人口の増加を図るとともに、土佐備長炭や宗田節関連商品など地元独自の製品の認知度向上・ブランド化の取り組みをより一層強化し、売上アップと周辺地域への経済的な波及効果を拡げていく。

(観光分野)

「自然」や「食」、「歴史文化」、「人柄」を生かした滞在型・体験型観光やスポーツツーリズムの取り組みや、令和2年度には足摺海洋館「SATOUMI」、令和5年度には宿毛市と土佐清水市の道の駅がリニューアルオープンするとともに、大月町においても新たなグランピング施設が完成するなど新たな拠点施設の整備も進んでいる。

これまで磨きあげてきた地域資源と、新たな観光拠点等を組み合わせた周遊プランを造成するなど、県、幡多6市町村、観光関係団体・事業者など官民が一体となって、国内外からの誘客促進に向けた取り組みを進めている。

今後は、柏島や四万十川など、これまで磨きあげてきた自然体験型観光のメニューに加え、宿毛市と土佐清水市の道の駅や大月町のグランピング施設など新たに整備された観光拠点施設と連携した周遊ツアーの造成、受入態勢や情報発信の強化、また多言語化など本格化するインバウンド対応を充実することにより、さらなる誘客促進、滞在時間の延長に取り組む。

また、SDGsを切り口とした体験プログラムの充実やスポーツ合宿と観光を組み合わせた周遊プランの造成やプロモーション活動などについても、(一社)幡多広域観光協議会を中心に、地域が一体となって取り組む。

2 職業能力開発の推進に関する事項

当地域内には、公共職業能力開発施設として、県立「中村高等技術学校」を設置しており、将来建築関係に従事する若年技能者の育成を行っているが、必要に応じてカリキュラムを見直す等、企業ニーズに応じた技能を持つ人材の育成に努める。

このほか、離転職者に対しても職業訓練の機会を提供できるよう、住宅リフォーム科と左官エクステリア科の技術を短期間で効率的に学習できる訓練を実施していく。

3 労働力需給の円滑な結合の促進に関する事項

「ジョブカフェこうち 幡多サテライト」を設置し、地域の求職者に対して担当制のキャリアコンサルタントによるきめ細やかな就職相談やセミナー、職場体験講習等を実施し、就業意識の向上や雇用におけるミスマッチの解消、円滑な就職に向けた支援を実施していく。企業に対しても、セミナーの実施や講師の派遣を行い、従業員の職場定着に向けた支援を実施していく。

また、高知労働局と県が連携して、高校生を対象にした企業合同説明会や新社会人を対象とした職場定着セミナー（若年者地域連携事業）、高年齢者を対象とした就業支援セミナーや企業合同説明会（高年齢者就業支援事業）などを当地域で実施することで、若者や高年齢者の就業機会の拡大等に努めていく。

その他、「はた若者サポートステーション」での社会的自立に困難を抱える若者の就労に向けたトレーニングや伴走型支援、「障害者就業・生活支援センター ラポール」による就業・生活支援、「(一社) 高知県 UI ターンサポートセンター」による U・I ターン就職の促進など、それぞれの状況に応じた支援を実施する。

企業に対しては、誰もが働きやすく、働き続けることのできる職場環境づくりに取り組む企業等を「ワークライフバランス推進企業」として認証し、働き方改革に関して企業への働きかけと支援を強化する。また、企業の働き方改革推進の機運の醸成を図るとともに、高知県登録働き方改革コンサルタントの養成や企業に対する伴走支援の実施、補助金等により、多様な人材が能力を発揮できる職場環境づくりや、企業の人材確保、生産性向上を支援する。

4 各種支援措置の周知徹底に関する事項

地域雇用開発助成金をはじめとした各種支援措置の周知徹底を図るため、高知労働局、各公共職業安定所、その他の関係機関と連携しながら、ホームページ等への掲載による広報を行い、企業や求職者に対し幅広い普及啓発を行う。

5 地域雇用開発の効果的な推進に関する事項

雇用創出の取組を効果的に推進するため、高知労働局、各公共職業安定所、市町村、その他の関係機関との連携を強化し、当地域における労働力需給構造の特性に応じた、企業立地政策の充実、中小企業・地場産業の振興、観光施策の実施、地域資源の開発、人材育成・職業能力開発等を総合的に推進していく。